

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）における法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第2条 法第89条第7項及び第8項により条例で定める手数料の額を参酌して法人が定める手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、理事長は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の写しの交付を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該負担すべき費用の額を免除することができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第3条 法第119条第3項及び第9項より実費を勘案し、条例で定める手数料の額を参酌して法人が定める手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項及び第9項より実費を勘案し、条例で定める手数料の額を参酌して法人が定める手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第8項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1万2,600円

3 前2項の手数料は、現金又は郵便為替（普通為替）で納付しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。